

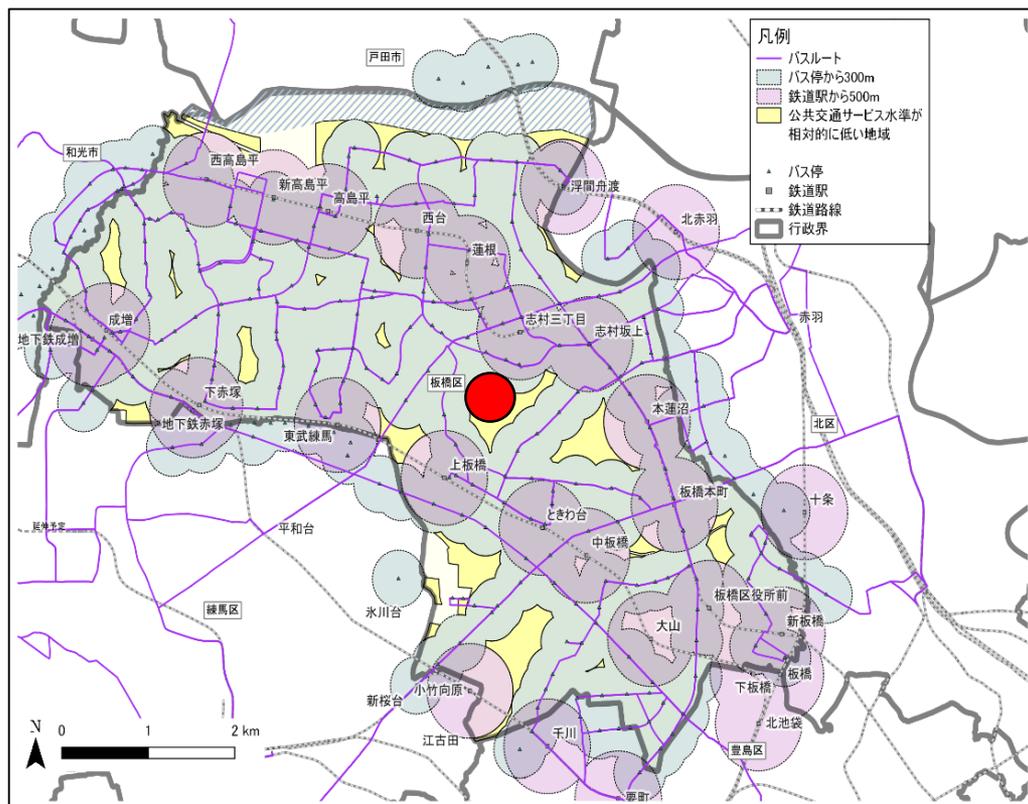
社会実験について (住宅地におけるタクシー乗場の整備)

板橋区 都市整備部 都市計画課

1 タクシー乗場の設置の背景と目的

- 板橋区は鉄道路線が1～2kmの間隔で、路線バスが鉄道駅の間を網目状に結び便に公共交通機関を使える環境にあるが、一部、公共交通サービス水準の相対的に低い地域（資料1－2板橋区の交通に関する現状P. 15参照）が存在しており、そういった地域の交通事情の改善を図るため、社会実験の検討を行った。

- 検討の結果、既存の公共交通サービスであり乗場の設置を比較的安価にできるタクシー乗場の設置を社会実験として行うこととなった。
- 公共交通サービス水準の相対的に低い地域の中から、道路状況や地域の利用ニーズ等を調査・検討し、令和2年度の設置箇所として「前野町五丁目地区（右図赤印）」を選定。



公共交通サービス水準の相対的に低い地域

2 前野町五丁目地区

(1) 設置箇所と現地状況

- ・設置箇所 前野町五丁目13-1先（都営前野町五丁目第2アパート前）
- ・現地状況 淑徳中学・高校の北側に位置しており、最寄りの駅（志村三丁目駅）から約820m、最寄りのバス停（前野小学校）から約330m離れている。
都営三田線方面へは坂があり、徒歩や自転車の移動に若干の不便を感じる。



整備箇所案内図

2 前野町五丁目地区

(2) 整備・運用開始スケジュール

町会長・地先、 タクシー協会、 志村警察署、 土木部 と協議・調整

整備場所への同意。
近隣住民のタクシー
利用ニーズの調査。

整備後、タクシーに
停車していただける
のか確認。運用開始
時のタクシー会社へ
の周知依頼。

幅員・通行上の安
全性・見通し等を
考慮し、整備場所
の協議。
タクシーのみ交通
規制の解除依頼。

整備箇所の運用の
仕方や維持管理に
ついて協議。
整備箇所について
占用許可申請。

上記関係者と協議し、同意を得る
(令和2年7月～12月)

町会、近隣住民、タクシー協会・会社等へ運用開始の周知及び整備工事
(令和3年1月18日～令和3年1月26日)

運用開始 (令和3年1月27日)

2 前野町五丁目地区 (3) 整備・運用状況



写真のように区で案内看板、規制標識、タクシー乗降部の舗装及び誘導シートを設置し、周辺から見やすく利用しやすい環境を整備。

3 今後のスケジュール

令和2年度整備箇所
(1か所)

整備箇所での利用実態の調査
(令和3年度上半期)



近隣住民へ利用実態のアンケート調査
(令和3年度下半期)



アンケート結果を公共交通会議へ報告
(令和3年度下半期)



本実験を分析

令和3年度整備箇所
(2か所程度)

新たな整備箇所の検討・選定
(令和3年度上半期)



選定箇所の関係各署と協議・調整
(令和3年度上半期)



整備工事及び運用開始周知
(令和3年度下半期)



運用開始 (令和3年度下半期)